

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国民投票の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱いを定めるとともに、在外投票人名簿の登録の申請の手続における在外投票人名簿登録申請書の送付方法を見直す等所要の規定の整備を行う。

1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令案

（１）公職選挙法施行令改正（令和元年改正）並びの改正

投票環境整備のための公職選挙法改正（令和元年改正）に伴う公職選挙法施行令の改正内容（下記①～③）を国民投票法施行令に反映させる。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令元令 15）の内容

① 選挙の期日前 2 日以後に分割開票区又は合同開票区を設けた場合における開票立会人の取扱い

開票日に近接して新たに開票区を設ける場合（荒天等のために投票後の投票箱を送致できない離島に急遽開票区を設ける場合等）における開票立会人の選任に係る規定が整備されたことに伴い、選挙の期日前 2 日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合の開票立会人の選任ルールを設ける。

② 市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等の特例

天災その他避けることのできない事故により、投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区（同一開票区内の投票区）の投票管理者）に不在者投票を送致できない場合には、投票人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会が指定した投票区（他の開票区内の投票区）の投票管理者へ送致することができることとする。

③ 投票管理者の交替制に関する規定の整備

投票管理者について交替制を可能とするための規定の整備を行う。

（２）公職選挙法施行令改正（令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年改正）並びの改正

公職選挙法施行令改正（令和 4 年、令和 5 年及び令和 6 年改正）の改正内容（下記①～④）を国民投票法施行令に反映させる。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令 4 令 172）の内容

①—ア 選挙事務関係者の住所の一部の告示

選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う氏名、住所等の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとする。

①—イ 病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者となる者の要件緩和

介護老人保健施設や介護医療院の施設長（院長）に医師等以外の者がなり得ることを踏まえ、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者に医師等以外の者もなることができるようにする。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令4令387）の内容

② 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直し

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓のみで足りることとする。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令5令33）の内容

③ 投票に関する書類等の保存期間の見直し

投票に関する書類等の保存に係る事務を合理化する。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令6令11）の内容

④—ア 在外選挙人証の記載事項変更時等における交付方法の見直し

在外選挙人への在外選挙人証の交付について、市町村選管から送付された在外選挙人証データを在外公館において印刷して交付することで、領事官を経由する方法により行うこととする。

④—イ 在外選挙人名簿の登録申請書等の送付方法の見直し

在外公館に提出された在外選挙人名簿登録申請書等について、在外公館から電子化したデータを送付する場合、外務大臣を経由せず、市町村選管に直接送付することとする。

④—ウ 在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知方法の見直し

- i 在外選挙人名簿に登録しなかった場合の通知及び抹消した場合等の通知について、外務大臣を経由せず、市町村選管から在外公館又は在外選挙人に直接行うこととする。
- ii 在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知について、外務大臣を経由せず、在外公館から市町村選管に直接行うこととする。

（3）その他所要の改正

2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

改正法により、投票管理者について交替制を可能とすること等に伴い、所要の規定の整備を行う。

[今後の予定]

令和8年8月26日：パブリックコメント開始

令和8年9月24日：パブリックコメント終了

令和8年10月下旬：閣議（予定）

令和8年10月下旬：公布（予定）

令和8年10月31日：施行（改正法の施行日と同日）